

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
あたる日  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
農用地利用増進規程の認可  
農用地利用増進規程の変更の認可  
土地改良法による換地処分  
基本測量の実施
- ◇ 公 告 開発行為に関する工事の完了(二件)  
火薬類取扱保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中園地区中園工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 新たに画する<br>字の名称 | 同上の区域(昭和五十三年十一月十三日現在の地番による。)   |
|----------------|--|
| 大字中園字大所        | 大字中園字向聖四八の一部、四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字堅田七九の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字弥四郎田八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字大所之卷のうち一〇七の二、一〇九の一の一部、一一〇の二の一部、一一一の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字大所之式のうち一三〇の一の一部、一三〇の二の一部、一三一の一の一部、一三一の二の一部、一三二の二の一部、一三三の一、一三三の二の一部、一三三の三の一部、一三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字岡木字聖り四七〇の一並びに四六九及び四七〇の一と一体をなす国有地の一部並びに大字岡木字大橋中瀬五〇八の一 |

|               |  |
|---------------|--|
| 大字中園<br>字下河原田 | 大字中園字狭間九四の一部、九四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字溝又ヶ九六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字中園字桑木原一三五の二の一部、一三六の二の一部、一三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字畦田一八の一部、一八次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字下岸ノ下一二三の一部、一二四の一部、一二五、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字中嶋二七の一、一二七の二の一部、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二七の二と一体をなす国有地の一部、大字宮方字下河原田二九の二の一部、一二九の二の一部、一二九の三、一三〇の一部、一三二の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字河原田一三四の一部、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字宮方字岸ノ上      | 大字宮方字岸ノ上下坪五八の一部、五九、六〇の二の一部、六〇の二の一部、六一の一部、六二の一部、六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字鑄物師懸六七の一と一体をなす国有地の二部並びに大字宮方字河原田一四一の二の一部、一四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地   |
| 大字宮方字鼓田       | 大字宮方字堂ノ下一七四の三、一八一の二の一部、一八二、一八三の五、一八四の三、一八六の二、一八七、一八  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 区域を變更する<br>字の名称 | 八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字鞍田一九二の一部、一九三の一部、一九四、一九五から一九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九六と一体をなす国有地の一部並びに大字宮方字竹山二〇三の一部及びこれと一体をなす国有地   |
| 大字中園字向聖         | 同上の区域(昭和五十三年十一月十三日現在の地番による。) 大字中園字向聖のうち四八の一部、四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字土居谷二五及び二五次一と一体をなす国有地の一部、大字中園字聖り三二から三四まで及び三七と一体をなす国有地の一部、大字中園字四反田五三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字中園字堅田七九から八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字中園字土居谷        | 大字中園字土居谷のうち二五及び二五次一と一体をなす国有地の一部以外の区域   |
| 大字中園字聖り         | 大字中園字聖りのうち三二から三四まで及び三七と一体をなす国有地の一部以外の区域  |
| 大字中園字四反田        | 大字中園字四反田のうち五三の一部、五四の一部、五六の二の一部、六二の一部、六三の一部、六五の一部、六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字土居谷二五と一体をなす国有地の一部、大字中園字北田六七  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>大字中園<br/>字弥四郎田</p>   | <p>大字中園字堅田</p>  | <p>の一部分、六八の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字竹山二〇六の二の一部分及びこれと一体をなす国有地並びに大字官方字石ヶ谷二〇七及び二〇八の二と一体をなす国有地の一部分</p>          |
| <p>大字中園字弥四郎田のうち八二の一部分、八五の四、八六の二、八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字北田六九の二及びこれと一体をなす国有地、大字中園字天川七〇、七一の二、七二の三、七三の三から七二の八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字堅田七三、七四から七六までの一部分、七八の二の一部分、七八の二の一部分、七八内一の一部分、七九の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字狭間九〇の二から九〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字溝又ヶ</p> | <p>大字中園字堅田のうち七三、七四から七六までの一部分、七八の二の一部分、七八の二の一部分、七八内一の一部分、七九から八一までの一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字四反田五三の一部分、五四の一部分、五六の一部分、六二の一部分、六三の一部分、六四の一部分、六五の一部分、六六及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字北田六七の一部分、六八の二の一部分、六八の二の一部分、六八内一、六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字官方字竹山二〇三から二〇五までの一部分、二〇六の二の一部分、二〇六の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>の一部分、六八の二の一部分、六八の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字竹山二〇六の二の一部分及びこれと一体をなす国有地並びに大字官方字石ヶ谷二〇七及び二〇八の二と一体をなす国有地の一部分</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>大字中園字溝又ヶ</p>  | <p>〇六の三及びこれと一体をなす国有地、大字中園字大所之寺一〇七の二、一〇九の二の一部分、一一〇の二の一部分、一一一の一部分、一一二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字堂ノ下一八一の二の一部分、一八八の二の一部分、一八九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字鞍田一九〇の二、一九〇の二、一九一の二から一九一の三まで、一九二の二の一部分、一九三の二の一部分、一九五の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部分並びに大字官方字竹山二〇三から二〇五までの一部分及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字中園字溝又ヶのうち九六の二の一部分、九六の二の一部分、九七、九八、九八次一、九九、九九の二、九九次一、一〇〇、一〇〇次一、一〇一、一〇一次一、一〇二の二の一部分、一〇六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字天川七二の二及び七二の二、大字中園字弥四郎田八五の四、八六の二、八九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字狭間九〇の二、九一の二、九二の二、九三、九三の二、九四の二、九四次一の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字大所之寺一三〇の二の一部分、大字官方字下河原田二二九の二の一部分、二二九の二の一部分、一三〇の二の一部分、一三一、一三二の二の一部分、一三三の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字河原田一三八の二の一部分及びこれと一体をなす国有地並びに大字官方字西川一七六の二の一部分、一七八、一七九、一八〇の二、一八三の三の一部分、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>〇六の三及びこれと一体をなす国有地、大字中園字大所之寺一〇七の二、一〇九の二の一部分、一一〇の二の一部分、一一一の一部分、一一二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字堂ノ下一八一の二の一部分、一八八の二の一部分、一八九の三及びこれらと一体をなす国有地、大字官方字鞍田一九〇の二、一九〇の二、一九一の二から一九一の三まで、一九二の二の一部分、一九三の二の一部分、一九五の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部分並びに大字官方字竹山二〇三から二〇五までの一部分及びこれらと一体をなす国有地</p> |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>大字中園字桑木原</p> <p>大字中園字桑木原のうち一三五の二の一部、一三六の二の一部、一三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中園字狭間九四の一部、九四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字溝又ヶ九六の一の一部、九六の二の一部、九七、九八、九八次一、九九、九九の一、九九次一、一〇〇、一〇〇次一、一〇一、一〇一次一、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中園字大所之式一三〇の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一三一の二の一部、一三一次一の一部、一三二、一三二次一、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字宮方字中嶋一二七の二の一部、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字宮方字下河原田一二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>大字中園字屋敷通</p> <p>大字中園字屋敷通のうち一七三の二並びに一七〇、一七〇次一、一七二及び一七三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字中園字家ノ下</p> <p>大字中園字家ノ下の全域、大字中園字屋敷通一七三の二並びに一七〇、一七〇次一、一七二及び一七三の二と一体をなす国有地の一部並びに大字中園字塚屋前一九九の一部及び二〇〇の一部並びに一九八の二及び一九九から二〇一までと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字中園字塚屋前</p> <p>大字中園字塚屋前のうち一九九の一部及び二〇〇の一部</p>   |
| <p>大字中園字竹田</p> <p>並びに一九八の二及び一九九から二〇一までと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字中園字竹田二三一の一部、二三二の二の一部、二三三の一部、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字中園字塚屋平三六五の三</p>  | <p>大字中園字三軒屋越</p> <p>大字中園字三軒屋越のうち二四七及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>                    | <p>大字中園字三軒屋越のうち二四七及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>  | <p>大字宮方字鑄物師懸</p> <p>大字宮方字鑄物師懸のうち六六の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宮方字岸ノ上下坪五八の一部、六〇の二の一部、六〇の二の一部、六一から六三までの一部、六四、六五の二の一部、六五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字敷上六九の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字三反田二一〇の二の一部、二二一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字河原田一四〇の二の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>大字宮方字三反田</p>  | <p>大字宮方字畦田</p>   | <p>大字宮方字井津尻</p>   | <p>大字宮方字谷田</p>  |
| <p>大字宮方字三反田のうち一一〇の二の一部、一一一の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字藪上六八から七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字井津尻一一二の一部、一一</p> | <p>大字宮方字畦田のうち一一八の一部、一一八次一の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字井津尻一一三の一部、一一五の一部、一一六、一一七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三及び一一四と一体をなす国有地の一部並びに大字宮方字下岸ノ下二二六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>   | <p>大字宮方字井津尻のうち一一二の一部、一一三の一部、一一五、一一六、一一七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三及び一一四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字宮方字鑄物師懸六六の四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字宮方字藪上六八から七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字谷田一〇三、一〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の二及び一〇三から一〇五までと一体をなす国有地の一部並びに大字宮方字向林三九一の一及び三九二と一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字宮方字谷田のうち二〇三、一〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の二及び一〇三から一〇五までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字宮方字堂ノ下</p>  | <p>大字宮方字河原田</p> <p>三の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字畦田一一九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字宮方字下岸ノ下一二三の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宮方字河原田のうち一三四の一部、一三八の一部、一四〇の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮方字岸ノ上下坪六二の一部、六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字三反田一一二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字宮方字下岸ノ下一二三の一部、一二四の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字西川一七〇の二から一七〇の四まで、一七二の二から一七二の三まで、一七四の一、一七四の五、一七四の六、一七五の二から一七五の四まで、一七六の一、一七六の二の一部、一七六の三、一七六の四、一八〇の三、一八〇の四、一八三の三の一部、一八三の四、一八三の七、一八九の二、一八九の五及びこれらと一体をなす国有地、大字宮方字堂ノ下一七四の四、二八〇の一、一八一の二、一八一の三、一八三の六、一八九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮方字藪田一九〇の二及び一九一の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字宮方字堂ノ下のうち一七四の三、一七四の四、一八〇の一、一八一の二から一八一の三まで、一八二、一八三</p> |   |   |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 大字官方字鞍田   | 大字官方字鞍田一九八及びこれと一体をなす国有地   | の五、一八三の六、一八四の三、一八六の二、一八七、一八八、一八九の三、一八九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字官方字竹山   | 大字官方字竹山のうち二〇三の一部、二〇四、二〇五の一部、二〇六の二の一部、二〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字官方字鞍田一九五から一九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字官方字石ヶ谷二〇七、二一八、二一八次一、二一九及び二一九次一と一体をなす国有地の一部 |   |
| 大字官方字石ヶ谷  | 大字官方字石ヶ谷のうち二〇七、二〇八の一、二一八、二一八次一、二一九及び二一九次一と一体をなす国有地の一部以外の区域  |   |
| 大字官方字向林   | 大字官方字向林のうち三九一の一及び三九二と一体をなす国有地の一部以外の区域   |   |
| 大字岡木字聖り   | 大字岡木字聖りのうち四七〇の一並びに四六九及び四七〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域   |   |
| 大字岡木字大橋中瀬 | 大字岡木字大橋中瀬のうち五〇八の一以外の区域  |   |
| 廃止する字の名称  | 大字中園字北田、字天川、字狭間、字大所之宅及び字大   |   |

所之武並びに大字官方字岸ノ上下坪、字藪上、字下岸ノ下、字中嶋、字下河原田及び字西川

鳥取県告示第五百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指 定 年 月 日  | 名 称    | 所 在 地        |
|------------|--------|--------------|
| 昭和五十四年五月一日 | 後藤内科医院 | 米子市西三柳四五一八―三 |

鳥取県告示第五百十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|                |                  |                           |
|----------------|------------------|---------------------------|
| 認可に係る農用地利用増進規程 | 認可の年月日           | 農用地利用増進規程を備え置く市町村の事務所の所在地 |
| 倉吉市農用地利用増進規程   | 昭和五十四年<br>五月二十五日 | 倉吉市美町倉吉市役所                |
| 岩美町農用地利用増進規程   | "                | 岩美郡岩美町大字浦富岩美町役場           |
| 福部村農用地利用増進規程   | "                | 岩美郡福部村大字細川福部村役場           |
| 船岡町農用地利用増進規程   | "                | 八頭郡船岡町大字船岡船岡町役場           |
| 東郷町農用地利用増進規程   | "                | 東伯郡東郷町大字龍島東郷町役場           |
| 日南町農用地利用増進規程   | "                | 日野郡日南町生山日南町役場             |

鳥取県告示第五百十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の四第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の変更の認可をしたので、同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|                |                  |                                |
|----------------|------------------|--------------------------------|
| 認可に係る農用地利用増進規程 | 認可の年月日           | 変更後の農用地利用増進規程を備え置く市及び町の事務所の所在地 |
| 米子市農用地利用増進規程   | 昭和五十四年<br>五月二十五日 | 米子市中町米子市役所                     |
| 若桜町農用地利用増進規程   | "                | 八頭郡若桜町大字若桜若桜町役場                |
| 羽合町農用地利用増進規程   | "                | 東伯郡羽合町大字久留羽合町役場                |
| 三朝町農用地利用増進規程   | "                | 東伯郡三朝町大字大瀬三朝町役場                |
| 江府町農用地利用増進規程   | "                | 日野郡江府町大字江尾江府町役場                |

鳥取県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る中園地区中園工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）

二 作業期間

昭和五十四年六月十一日から同月十八日まで

三 作業地域

鳥取市、倉吉市、河原町、郡家町、佐治村、用瀬町、船岡町、福部村、青谷町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、大栄町、北条町、東郷町、三朝町及び関金町

鳥取県告示第五百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年四月九日 鳥取県指令受都計第八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字フケ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市立川町五丁目五〇番地一三

立川自動車販売有限公司

代表取締役 大場一男

鳥取県告示第五百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十月十五日 鳥取県指令受都計第二百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市御熊及び福井

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県宝塚市安倉北二丁目一〇八八番地五

旭国際開発株式会社

代表取締役 辻本卯太郎



## 公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和54年6月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 試験の種類及び試験科目

## (1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

## (2) 試験科目

ア 火薬類取締りに関する法令

イ 一般火薬学

## 2 試験の期日及び場所

## (1) 試験の期日

昭和54年8月1日（水曜日） 午前10時から12時まで

## (2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

米子市糺町一丁目160番地 西部総合事務所講堂

## 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 5 受験願書の受付期間

昭和54年6月15日から同月30日まで

（郵送による場合は、6月30日までの消印のあるものは、受け付ける。）

## 6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

## 7 その他

不明な点は、鳥取総務部消防防災課（電話0857-26-7065）に問い合わせること。